

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 635,289千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,647,083	1,003,597	0	53,459	60,550	529,477
	高齢者福祉事業	179,075	1,881	0	18,795	16,255	142,144
	児童福祉事業	3,878,225	1,472,557	0	394,453	206,397	1,804,818
	母子福祉事業	48,100	21,311	0	5,306	2,205	19,278
	生活保護扶助事業	1,109,587	751,233	0	17,731	34,956	305,667
	その他	82,592	368	0	1,683	8,265	72,276
	小計	6,944,662	3,250,947	0	491,427	328,628	2,873,660
社会保険	国民健康保険事業	612,000	281,210	0	0	33,947	296,843
	介護保険事業	899,638	6,520	0	0	91,654	801,464
	後期高齢者医療事業	1,062,319	158,270	0	0	92,776	811,273
	小計	2,573,957	446,000	0	0	218,377	1,909,580
保健衛生	高齢者医療事業	211,264	78,888	0	35,954	9,895	86,527
	疾病予防事業	237,877	3,748	0	13,873	22,603	197,653
	健康増進事業	411,264	6,717	0	23,162	39,139	342,246
	母子保健事業	79,376	3,395	0	1,062	7,689	67,230
	診療所運営事業	181,189	0	0	93,900	8,958	78,331
	小計	1,120,970	92,748	0	167,951	88,284	771,987
合計	10,639,589	3,789,695	0	659,378	635,289	5,555,227	

※ 平成26年4月に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。